

総務経済常任委員会会議記録（概要）

平成30年4月27日（金）

開 会（午後3時0分）

【議 事】

○特定事件「行政経営について、財政運営について」

・公会計改革の取り組みについて

粕谷委員長

特定事件「行政経営について、財政運営について」のうち、「公会計改革の取り組みについて」を議題といたします。なお、本日、執行部より補足資料の追加がありますので、今からお配りしてよろしいか。

（委員了承）

（資料を配付）

【概要説明】

新井財政課長

あらかじめ配付しております「平成28年度版所沢市財務書類」の内容について、ご説明します。

総務省が各地方公共団体に作成を要請しました統一的な基準による公会計の作成の目的や経緯、ポイント、活用方法、公会計の対象となる会計の範囲、また、この統一的な基準によってつくられる4種類の表の見方や、本市の平成28年度決算の数値が入った表があります。会計の範囲は大き

く3区分で、4表が3区分ずつあるというイメージです。

2ページですが、統一的な基準による公会計の目的や全体像について、これまで地方公共団体の公会計制度は、現金収支に着目し、単式簿記で行われてきました。本市の会計は一般会計と、国保や介護等の特別会計については、単式簿記による現金主義の官庁会計を使っております。上下水道と病院については複式簿記で行う発生主義の企業会計を採用しています。

単式簿記の官庁会計は、予算の適正、確実な執行という意味では単純でわかりやすくなっていますが、資産形成のための支出額やその財源としての歳入の額が、年度の決算で全て処理をされてしまうことから、例えば、土地や建物等の面積等の動きは決算書の後ろにある財産調書で把握できますが、金銭価値的な増減というのは全体額として掴むことができず、そのままでは確認できないという課題がありました。

今回、この統一的な基準の公会計の前身として、国の要請により財務書類4表というのを平成12年度から本市でも作成しています。従来の財務書類4表については、本市の場合、総務省改訂モデルを採用しておりますが、会計処理の方法に複数の方式があり、東京都のように独自の方式で行うような地方公共団体もあることから、類似団体の間でもそのまま比較して分析に使うというのが難しい状況でした。

平成27年1月に、総務大臣から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という通知が出されました。内容としては、統一的な基準による財務書類については、平成30年3月31日までに平成28年度

決算分で作成をするということで「統一的な基準による公会計マニュアル」により統一的な作成方法を国が示したものです。

これまで本市が作成してきた財務書類4表との大きな違いとしては、複式簿記を採用しているところと、固定資産台帳の作成が必須であるという部分です。そのため、平成26年度末頃から、新しい財務書類の作成に向けて取り組んできました。

統一的な基準による財務書類の前提としては、今後も行政運営については、予算や決算は従来どおり、現金主義による官庁会計で行うということが示されております。その上で、今回の統一的な基準による会計の表については、現金主義による会計処理を補完するためのものであることが1つです。また、市に関連する団体を含めた財務書類を作成することになるので、市全体の財政の状況が把握できるというところが2つです。3つ目としては、固定資産台帳が整備されることにより、保有資産の状況が明確になって市政の運営に役立てられるようになり、また、債務についても全体的な把握ができるようになるというものです。統一的な基準による財務書類については、そのような特徴があると示されております。

3ページをお願いします。要請がされてからどのような取り組みをしてきたかという、固定資産台帳の整備をすることから始まっております。本市の場合、資産の情報管理については各所管課で行ってまいりました。学校の関係であれば教育委員会、道路の関係であれば建設部で把握してきました。それらの情報をまず管財課に集約し、取得価格の記録がないもの

はその価格の付設、用途や構造等から個々の資産への耐用年数の設定等を行う作業を行ってまいりました。結果的には約1万8,000に及ぶ膨大なデータを収集し、平成27年度中に固定資産台帳を作成し、現在はホームページでも公開しております。

本市の取り組みですが、国からの要請については、平成30年3月末までに平成28年度版決算を作成するという事で要請がありました。本市では一年度前倒しをし、試行版ではありますが決算の対象年度が平成27年度の決算版を平成29年の6月に作成し、現在ホームページで公開しているところです。その後、課題等の整理を行い平成28年度決算版を作成し、平成30年3月に公表をしました。

財務書類の活用の可能性につきまして、財務書類の活用方法の例の中に地方公会計の活用のあり方に関する研究会が示した活用例があり、統一的な基準による財務書類に計上される数値を活用することによって、今後の市政運営に役立てることができるとされています。

1つ目に、財政指標の設定です。今まで、健全化判断比率、経常収支比率という数値については公表しています。公会計制度を導入することにより、固定資産状況が正確に管理、把握できるといったところから新たな指標の設定が可能になるというものです。全ての地方公共団体が同じ基準で数値の算出を行ってまいりますので、全国の類似団体と比較することも可能になります。公会計制度を導入してから試行版を含めてまだ2年度ということなので、本市の推移としてはデータ不足ですが、今後は、過去の推

移等の比較の材料にも十分になります。

なお、今後、全国统一で公表する指標について、埼玉県を通じて総務省で取りまとめをし、おそらく減価償却率などの資産に関する指標が公表される予定です。

2つ目に、適切な資産管理です。固定資産台帳を活用することにより、施設の更新時期の把握や、維持に当たっての検討の材料にすることができるという面です。次に、全体の未収債権額や回収見込額が把握できますので、徴収体制の検討材料として活用ができます。

3つ目に、セグメント分析です。事業別、施設別ということで、範囲を定めた分析が可能になるというものです。ただし、固定資産台帳については施設ごとで管理をしておりますが、実際はそこに維持費用を足して初めて全ての運営コストが出てまいります。例えば小学校であれば、32校の維持経費を小学校施設維持管理費というくくりの中で執行しております。それを各小学校に対する経費として、算出、分割をする必要が出てくるため、総務省から出されております活用の手引きでは、過度な事務負担の増加が懸念されるということが指摘されております。細かな分析については当然、活用の幅が広がるものですが、範囲の設定をすることについてこれから十分検討をしていく必要があると認識しております。

また、予算編成の活用や施設の統廃合の関係、受益者負担金の適正化を図るにはどうしたらよいか、行政評価と連携するようなことも可能になります。行政外部での活用といたしまして、住民へ公表する、議会で活用す

る、また地方債のうちいわゆる公募債の説明資料になったり、PPPやPFIの関係でも検討する上で十分な材料になります。また、現在進めております公共施設等総合管理計画の推進に当たっても、十分な基礎資料として活用ができます。

4ページをお願いします。こちらは財務書類作成の対象範囲です。財務書類作成の範囲としては、一般会計等、全体、連結という3区分です。一般会計等についてはいわゆる普通会計という区分で、一般会計に区画整理の特別会計と、下水道会計の一部を加えたものです。全体については、交通、国保、後期高齢医療、介護保険の各特別会計、上下水道と病院の企業会計、ここまでを含めて全体という区分です。連結については、さらにそこに一部事務組合、広域連合、地方公社、第3セクターを加えて、連結という区分です。

5ページをお願いします。財務書類4表についてです。作成の区分としては、一般会計等と全体と連結の3区分で、この各区分の中に4つの表を作成するという事です。その3区分のうち、連結の資金収支計算書については、事務負担の関係から当分の間、作成しなくてよいという指示が総務省から出ておりますので、連結についてはそれを除いた3表ということになります。

4つの表の名称と内容について、1つ目は貸借対照表です。企業会計でいうところの貸借対照表と全く同じイメージのものです。2つ目が、行政コスト計算書です。企業会計でいえば、損益計算書と同様の考え方に基づ

くものです。3つ目が、純資産変動計算書です。資産の増減を記載するもので、地方公営企業では作成しておりませんが、表と表をつなぐイメージのものと捉えていただければと思います。4つ目に資金収支計算書です。こちらは、企業会計でいうところのキャッシュフロー計算書と同じようなものになっております。民間企業や、地方公営企業が作成する財務書類、財務諸表と異なるところは、そもそも行政自体が利益を目的としていないため、損益計算書ではなくコスト計算書という名称になります。また、資本というものが存在しませんので、その貸借対照表上の資本の部分については純資産という名称になります。計算の期間としては、年度の単位なので3月31日までとなりますが、実際に一般会計、特別会計については出納整理期間があります。前年度中の分に対する現金の動きについては、反映させるということになっているため、通常の、民間や地方公営企業の表とは少し違うというところです。

中段の図ですが、先ほどの4つの表の数値がどのように連動しているかを示したものです。行政コスト計算書は、資産形成を伴わない費用がどれぐらいかかったかというところで、収入としてみるのは、使用料や手数料等、サービスに直接伴って得たものだけで、税や、国、県からの補助金等はここには含んでおりません。そのため、純行政コストは、大きくマイナスになります。

純行政コストが純資産変動計算書に計上され、前年度末の純資産残高をベースに増減を加え、当年度末の純資産残高を算出するものです。ここで

出た純資産残高が、貸借対照表の純資産の部と一致してきます。資金収支計算書では現金預金の一年間の動きです。年度末の現金預金残高については、貸借対照表の資産の部にあります現金預金と一致します。このように4表については連動していることが、おわかりいただけたかと思います。

6ページ以降については、各表の見方や内容など細かい部分になります。先ほどもご説明いたしましたが、区分が3つあると申し上げました。今日は、一般会計等の表を使ってご説明をいたします。

財務4表の構成と重立った項目について説明いたします。使う資料は本日追加で提出いたしました、表を抜粋しているものを使って説明します。

貸借対照表からご説明します。真ん中で左右に分かれており、左が資産の部です。右側の上、3分の1部分が負債の部、右下が純資産の部です。一番下の行は資産合計の額、負債及び純資産合計の額、これが一致する表のつくりになっております。

左側の資産からご説明をいたします。資産は、固定資産と流動資産に区分されます。流動資産は、現金預金等のように、流動性の高いものです。1年以内に回収が見込まれるような貸付金や、現年調定の市税の収入未済額など、1年以内に現金化される債権や未収金などが流動資産に分かれます。それ以外の土地、建物、工作物といった1年以内に現金化する予定も見込みもないもの、資産の形態として固定化しているものが固定資産に整理されています。

固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、この3



つに区分されます。有形固定資産については更に区分されて、事業用資産、インフラ資産、物品に区分されます。そして更に、事業用資産については、土地から建設仮勘定に区分されます。

事業用資産については、インフラ資産や物品以外の資産で、例えば、庁舎や学校の用地や建物、工作物としては、防災行政無線等の施設があります。この土地から建設仮勘定の中で建物や工作物の下に、減価償却累計額という項目があります。これは、これまでの減価償却が積み上がったものの累計額です。減価償却については、「所沢市財務書類」の8ページの例でいきますと、100万円の車を買った場合、100万円の車を買った年は、費用として認識をしません。耐用年数5年の例で載っておりますので、1年目から5年目までで、毎年20万円ずつを費用として認識、費用化してコストとして捉えるというのが減価償却です。この例でいきますと、この100万円の車を買った次の年の減価償却累計額は20万円です。4年目には、これが積み上がっていき、80万円の減価償却累計額となります。こうして積み上がっていったものが、例えば建物、工作物の減価償却累計額ということです。この減価償却累計額は、建物、工作物の価値をマイナスするものなので、三角のマイナス表示で表されます。

建設仮勘定という項目では、例えば、工期が複数年度にまたがる建築物等については、完成年度以前の事業費を、資産に仮に置いておくための科目です。資産は、完成した年度に初めて建物や工作物に振りかえられます。以上が建設仮勘定です。今計上している数字は翌年度工事のための前年度

の詳細設計が、事業用の資産の建設仮勘定に積み上がっております。

インフラ資産については、道路や公園、河川が該当します。インフラ資産にも建設仮勘定がありますが、計画道路の供用開始していない部分について当年度までの事業費の積み上げを計上しています。

物品については、取得価額が50万円以上のものを、資産として貸借対照表に計上しております。例えて言いますと、自動車、サーバー機器などが該当します。

無形固定資産は、ソフトウェアだけが計上されておりますが、電算システム等が該当します。

投資その他の資産は、投資及び出資金から徴収不能引当金に区分されます。長期延滞債権は、前年度より前に調定した市税、これが平成28年度決算ですので、平成27年度以前に調定した市税等の債権で、いまだに納付されていないものを長期延滞債権に計上しております。なお、現年調定分、平成28年度分の調定分で未納のものは、流動資産の未収金に計上します。

徴収不能引当金は、長期延滞債権に対する徴収不能見込み額で、不能欠損となるリスクを計算した額です。この算出には過去の不能欠損の実積率を使い、実積率を長期延滞債権の額に乗じて算出します。長期延滞債権を減らす項目であるため、三角のマイナス表示となります。

流動資産は、現金預金から徴収不能引当金に区分されます。徴収不能引当金は、未収金に対する徴収不能見込み額です。未収金は、現年度調定に

対する未納額です。左側の資産の説明は以上です。

右側の負債の部です。負債については、固定負債と流動負債に分かれています。ここでの固定負債と流動負債の区分の基準というのは、1年以内に返済期限を迎えるもの、1年以内に支払い義務のあるものが流動負債に整理されます。2年度目以降に返済期限があるものが、固定負債に整理されます。

固定負債ですが、地方債からその他に区分されます。長期未払金は、所沢まちづくりセンターや図書館分館の入っている元町の複合施設の負担金の未払い分です。ただ、未払い分の翌年度の支払い分については、流動負債のその他に計上されているため、翌々年度以降に支払う負担金ということになります。

損失補償等引当金は、埼玉県信用保証協会に対する引当金です。その他は、メガソーラーや街路灯のような、リース契約により支払いを行っている資産についてのリース料の未払い分です。なお、こちらも翌年度支払い分は、流動負債のその他に計上されます。

流動負債は、1年以内償還予定地方債からその他に区分されます。このうち、1年以内償還予定地方債、未払金、その他は、それぞれ、固定負債の項目の翌年度支払い分です。預り金は、徴収した住民税のうち、県民税分で、期末時点でまだ県に納付していない分、預かっている状態になっている分を預り金として計上しております。

右下の純資産の部です。純資産は、単純に資産から負債を引いたもので

す。純資産は、固定資産等形成分と余剰分（不足分）に区分されます。固定資産等形成分は、資産形成のために充当した資源の蓄積で、純資産変動計算書から得られる値です。余剰分（不足分）は単純に純資産から固定資産等形成分の計算式で得られるものです。意味合いとしては、市債等の後年度負担額がある場合、これがマイナスとなって表れてきます。本市においても、市債残高や未払金があることから、ここはマイナスとなって出てきます。

次に、行政コスト計算書です。行政コスト計算書は、資産形成を伴わない支出について、性質別に区分して行政コストをあらわすものです。

経常費用は、毎回経年度、経常的に発生する費用です。これに対して臨時に発生する費用は、臨時損失です。経常費用は、業務費用と移転費用に分かれています。このうち、業務費用については業務活動のための費用で、人件費等があります。対して移転費用は他の団体、もしくは個人に対する移転支出です。例えば、補助金や社会保障給付等です。さらに業務費用は、人件費からその他の業務費用に区分されます。人件費の中で、その他となっているものは、非常勤特別職の報酬等です。物件費等のその他は、損害保険料等が該当します。その他の業務費用のその他は、市税等の過誤納還付金等が該当します。移転費用は、補助金等からその他に区分されます。移転費用のその他は、物件移転補償費や賠償金等が該当します。

続きまして、経常収益は毎回経年度、経常的に発生する収益です。これに対して臨時に発生する収益は、臨時利益です。コスト算出を目的とした

この表の性質上、税金、交付金、交付税、補助金等は、経常収益には入ってきませんので、次に説明します純資産変動計算書において財源として認識することとなっております。経常収益については、使用料及び手数料とその他に区分されます。その他には、他団体からの負担金や返還金といったものが計上されます。ここで経常費用から経常収益を差し引いたものが、純経常行政コストとして算出されます。これは税金や補助金が収益として計上されないため、大幅なマイナスになるようになっております。本市においても、約880億円の純経常行政コストとなっております。

純経常行政コストの表示は、コストなので本来プラスであるはずですが、総務省のマニュアルにおいて、マイナス表示にするように示されておりました。これに従い、今はマイナス表示としております。ただ、平成30年度中にこのマニュアルの改定が予定されておりました、プラス表示とするように改められます。近隣市の行政コスト計算書平成28年度時点のものを見ても、この改定に先立ってプラス表示としているところもあるようですが、本市においてはマニュアルの改定を待ってから、平成29年度の行政コスト計算書からプラス表示に改める予定です。

こうして出ました純経常行政コストに臨時損失、臨時利益を差し引きし、純行政コストが算出されます。その純行政コストは、純資産変動計算書に転記されます。

続きまして、純資産変動計算書については、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、前年度から1年間でどのように変動したかを表

す財務書類です。この表で計算された一番下の行、本年度末純資産残高が、貸借対照表の純資産の部の数字と一致します。

続きまして、資金収支計算書について、これは民間企業でいうところのいわゆるキャッシュフロー計算書で、1年間の現金の流れをあらわしています。行政活動の種類によって、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支に分けて表示をします。業務活動収支は、市が実施する経常的事業にかかる支出と、税金等の継続的に発生する収入の差し引きです。投資活動収支は、投資的事業にかかる収入及び支出の差し引きです。財務活動収支は、地方債の借り入れ収入や、償還の支出の差し引きです。この業務活動収支から財務活動収支の差し引きが、本年度資金収支額となり、1年間で歳計現金が増えたのか減ったのかがここにあらわれてきます。本市の場合、平成28年度は22億8千万円、歳計現金が減ったことがここからわかります。これに、前年度末資金残高を差し引きすると、本年度末の歳計現金の資金残高、36億2,500万円、これが導き出されます。さらに本年度末資金残高に本年度末歳計外現金残高を加えたものが、本年度末現金預金残高となり、これが貸借対照表の現金預金の額と一致します。以上が、財務4表の説明です。こちらからの説明は以上です。

#### 【質 疑】

末吉委員

この表をつくるための労力はどれくらいなのか。フォーマットがあり、現状の数値がスッと入っていくことができるのか。これにかけなくてはな

らない職員の負担や労力はどれくらいなのか。

新井財政課長

フォーマットについては、総務省で定めているものであり、相応のシステムについては無償で配られております。公会計を行うに当たっては、公営企業のように複式簿記により毎日仕訳を行う方法と、期末一括仕訳という年度末にまとめて1回で仕訳を行う方法があり、本市の場合は後者の期末一括仕訳を採用しております。これまでも、財務書類4表を作成してきており、労力については、さほど大きいものではありませんが、新たに固定資産台帳を作成したことなどを含めると、軌道に乗っていないところもあることから若干の負担はあるものです。

末吉委員

総務省より指示がある中で作成しているわけだが、後に活用できると思われるものはあるのか。

新井財政課長

基本的な行政運営におきましては、従来どおり、官庁会計として予算決算を行っていきます。このため、あくまで補助資料としての活用となりますが、これまでどのように資産が蓄積されてきたかという情報がありませんでした。また、公共施設等総合管理計画を推進していくわけですが、そういった中でも優先順位の検討やどれくらいコストがかかっているのか、ということを検討する材料としては、官庁会計だけでは不足する部分もあります。どれが使えるかということは、現段階では把握できていない部分

もありますが、少なくとも貸借対照表の資産の部の中の推移や内訳が見えてくれば活用ができるのではないかと考えております。

城下委員

今の話でわかったこととして、こういうことの中で公共施設管理計画が位置づけられているということと、資産の部、例えば学校、公民館、公園、土地、建物などの資産も売却すれば収入という形になると思うが、現段階では利用者もいることから非現実的と思う。そう考えると、有効に使えるものなのか理解しがたい。補助的な資料として受けとめているということだが、その辺の考え方についてもう一度教えていただきたい。

新井財政課長

あくまでも全体像として、いままでこういった数字を算出した表がありませんでした。これまでの財務書類4表では、簡易的に固定資産を把握していましたが、今回、インフラ資産も含めて固定資産台帳に登録されております。昔のものは確かな金額ではありませんが、今後は取得した金額が記載されるイメージとなります。税をいただきながら運営してきた中で、市としてどれだけの資産をつくったり購入したりということがわからなかったところです。これから先、市政運営に役立てていくとなるとセグメント分析が必要となってまいります。現在、庁舎や学校など全てが1本で計上されておりますので、それを分けていく作業がどこまでできるのか、ということにより活用の幅が変わってくるのかと考えています。固定資産台帳が1万8,000件からの積み上げでつくられており、個々のカテゴ



リーに分けていけば有効に使えるかと思いますが、現段階では公共施設等総合管理計画などの推進に使える材料としては揃っているという状況です。

城下委員

セグメント分析ということで、これをやることで例えば施設の統廃合を進めていく方向性になるのか、あるいは受益者負担の適正化という位置づけで施設使用料の見直しをしていくのか、とそういうところに誘導していくのかなという受けとめ方もなきにしもあらず、と解釈しているがそのあたりはどうなのか。

新井財政課長

委員のおっしゃるとおり、こちらに書いてあるとおりの活用方法もあります。これから先、高度成長期に一斉に建てられました公共施設が、一斉に耐用年数を迎えてくる時代がやってまいります。それにかかる修繕等のコストも年々かさんでいる状況でもあり、建てかえを検討する中では、似たような施設が近くにあれば、人口減少の推計もあることからそういった議論もしていく必要があると考えています。結論ではなく議論をする材料として、公会計は使えるのではないかと思います。これはあくまでも地方公会計の活用のあり方に関する研究会が示しているものではありませんが、活用の考え方としては本市でも同様であり、活用することにより施設をどうしていくかという検討の材料になるということで、公共施設の使用料を値上げに導くというような趣旨ではありません。

亀山委員

平成28年度は3月31日で示された。本市では期末一括方式の仕訳をしていくということだが、1年ごとの動きと傾向はこれからかという話かと思う。なぜ、過大な仕事量が増えると言われる期末一括仕訳を選んだのか。

新井財政課長

平成29年度が終わり、現在、出納整理期間ですが、今までは出納整理期間が終わった後、国からの決算統計調査のデータをもとに財務書類4表を作成していました。時期的には同じになるもので、平成29年度についても夏以降まで数値としては確定しません。また、一括仕分けを選んだ理由として、一般会計と特別会計につきましては、今後も単式簿記の官庁会計で行う前提であることから、仕訳を毎日行う場合、大幅なシステムの改修や職員の事務量増加など、全庁的に負担が大きいこともあり、期末一括仕訳を選びました。

荻野委員

本市の現在の取り組みとしては、他市と比較した場合、こういった状況にあると認識しているのか。

新井財政課長

平成28年度から全ての自治体で導入しているところであり、旧の財務書類4表も、例えば東京都のように以前より複式簿記的なことをやってきたという自治体では、スムーズに導入できているところもあるかと思いま

す。多くの自治体は総務省改訂モデルを採用しているので、固定資産台帳づくりから始まっているということでは、本市とほぼ同じ状況と考えています。

末吉委員

固定資産台帳など可視化させていくことに関し、以前より総務経済常任委員会の中で、公共施設総合計画については審議してきた。その中で本市においては、廃止よりも集約化ということも話されてきた。これについて言えば、この表ができたことだけではこれらの政策判断はできない。財務の中での数値やデータと政策を連動させることについて、現状ではどのように考えているのか。

新井財政課長

この表は有効な基礎情報になるものと考えています。委員のおっしゃるとおり、公共施設等総合管理計画の関係では公共施設マネジメント推進室が設置されたので、そちらと連携しながらこの表の有効活用についても検討していく必要があると考えております。

城下委員

3ページの行政外部での情報開示について、住民への公開や地方議会の活用ということで議会審議の活性化としてこれを公表して活用していくという位置づけかと思うが、予算や決算など議案の関係でいろいろな資料を出しているが、今後、これも含めて出していくという話になっていくのか。

新井財政課長 今回も情報提供ということで議長あてに提出させていただいておりますが、こういった議論の中で役立てていただければと思います。

村上委員 財務部として財務書類を作成することが財務としての業務であるということで、活用するかどうか、ということについては財務と切り離して、いろいろな所で活用できるということによいのか。

新井財政課長 委員のおっしゃるとおりです。決算で数字が固まったものをどこにおくのか、という話であります。過去の推移等から、今後の行政をどのようにすすめていくか、というところを考えていくための材料ということです。

粕谷委員 全国統一の様式ということだが、東京都もあわせたのか。

新井財政課長 都道府県と市区町村は、同じ様式で作成しています。

粕谷委員 固定資産の取得価格の捉え方について、話せる範囲教えていただきたい。

新井財政課長 昭和59年以前に取得したかどうか、というところで大きく分けてい

ます。これより以前に取得したものについては、たとえ取得価格がわかっていても再調達価格により値段をつけるようになっていきます。昭和59年度以降に取得したものについては、原則として取得価格にするようになっていきます。

本市の場合の取得価格の考え方につきまして、土地については細かくやっております、現在の路線価などにより一筆ずつ値段をつけています。そこは幅が認められており、ざっくりしたところだと所沢市の宅地は一律いくらで、全ての宅地に適用しているというところもあります。この幅の中では割と細かく値づけをしています。

建物につきましては、全国ほとんど変わらないと思われませんが、建物の構造や材質などにより単価が示されており、それに床面積を乗じて算出しておりますので、建物につきましては全国ブレがなく再調達原価が算出されるのではないかと思います。

道路につきましては、基本的に値段は不明な部分が多く、再調達原価によるものがほとんどかと思われまして。幅員別に単価を設定し、これにメーター数を乗じて値段を算出し価格をつけています。

粕谷委員

建物については全国的に差異はなく、また、土地や道路については自治体によって違いが出てくる可能性があるということか。

新井財政課長

統一的な基準の中での幅というのは、ある程度出てくるものと考えてお

ります。

末吉委員

建物の評価額について、予算特別委員会の賃貸料の質疑の中で、小手指タワーマンションの金額より新所沢コミュニティセンターの方が床面積の評価が高いから賃貸料が高いと聞いた。今の説明と同じことか。

加藤財務部次  
長

どんな建物でも一律して、作りだけの比較なので、個別の細かい部分の比較まではこの中では行っておりません。

**【質疑終結】**

粕谷委員長

今後の方向性について確認したい。特定事件「行政経営について、財政運営について」のうち、「公会計改革の取り組みについて」は、次回行われる習志野市への視察をもって審査を終結することによろしいか。

(委員了承)

散 会 (午後4時11分)